

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

令和6年11月8日（金）

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 スターリンク設備導入及び衛星通信サービス利用契約
- (2) 納 入 場 所 大分県生活環境部防災局防災対策企画課
- (3) 物品納入期限 令和7年3月14日（金）
- (4) 契 約 期 間 令和6年12月2日から令和11年11月30日まで（5年）
長期継続契約
- (5) 業 務 概 要 別紙仕様書のとおり

2 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県生活環境部防災局防災対策企画課防災対策班
〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号
電話 097-506-3139

3 競争入札に参加するものに必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得している者であること。
- (3) この調達に係る営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ている者であること。また、この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (4) この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ上に令和6年11月25日(月)まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 競争入札に参加する者に必要な資格申請の時期及び場所

入札に参加しようとする者は、令和6年11月19日(火)17時までに、入札参加資格確認申請書を2の契約に関する事務を担当する部局に提出しなければならない。

6 競争入札及び開札の場所及び日時

(1) 日時 令和6年11月26日(火)午前9時

(2) 場所 大分市大手町三丁目1番1号 大分県庁舎本館6階 防災活動支援室1

7 入札保証金に関する事項

(1) 以下、ア～イの入札保証金を納付すること。ただし、大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号。以下同じ。)第20条第3項第2号の規定に該当する場合は免除とする。

ア スターリンク設備導入に係る費用の見積金額の100分の5以上

イ 衛星通信サービス利用に係る費用の月額見積金額×12ヶ月の100分の5以上

(2) 入札保証金の納付の必要性の有無については、入札参加資格確認申請書提出の際に確認する。

8 契約保証金

以下、ア～イの契約保証金を納付すること。ただし、大分県契約事務規則第5条第3項第5号の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア スターリンク設備の導入に係る契約金額の100分の10以上

イ 衛星通信サービス利用に係る月額契約金額×12ヶ月の100分の10以上

9 無効入札に関する事項

次の(1)から(10)でのいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状を提出しない代理人のした入札

- (3) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (4) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札
- (5) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった入札
- (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 入札に際し、不正の行為を行った者による入札
- (9) 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札
- (10) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

1 0 最低制限価格に関する事項
設定しない。

1 1 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。
- (3) 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行う。
- (4) 再度入札は2回までとし、再度入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行又は手続を改めるものとする。